横浜市立浦島丘中学校いじめ防止基本方針

横浜市立浦島丘中学校 〒221-0072 横浜市神奈川区白幡東町 27-1 TEL045-421-6281 FAX045-431-2461

平成26年3月策定 令和6年4月改定



基本方針の項目

- いじめ防止に向けた学校の考え方
- 2 「学校いじめ対策委員 会」の設置
- 3 いじめの未然防止、早 期発見・事案対処(重大 事態への対処を含む)
- 4 いじめ防止対策の点 検・見直し

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

・いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

•構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、統括主任、生徒指導専任、道徳教育推進教諭、養護教諭、事務職員、生徒指導部職員

•運営

毎月開催。また、いじめを認知した際は、直ちに開催し、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

•活動内容

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知。
- ・いじめの相談・通報窓口の設置。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動等に 係る情報の収集と記録、共有。
- ・各々の事案の「いじめ」として対応するか否かの見極め。
- ・被害生徒及び保護者の支援。
- ・加害生徒及び保護者への指導と支援。
- ・学校いじめ防止対策基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・学校の取り組みについてのPDCAサイクルでの検証。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

- ・いじめの未然防止 <いじめが起きにくい風土をつくるための活動>
 - ①生徒同士がよさを認め合い、人のために役立ったと実感できる活動の場を設けるなど し、生徒の自己有用感を高める。
 - ②学校行事において体験活動を充実させ、互いに助け合えるなど良好な人間関係を築きながら活動することの喜びを体験させることにより、思いやりの心を育む。
 - ③人権週間期間に合わせて人権学習を行う。
 - ④生徒会活動および学級活動を通して、望ましい人間関係について討論する機会を設け、生徒間でいじめに対する問題意識を高めるようにする。また「あいさつ運動」や人権 週間における人権について考える活動を支援し、お互いを尊重し合う雰囲気づくりの 支援を行う。
 - ⑤生徒会活動における「あいさつ運動」、PTA活動における「朝の一声運動」を支援し、 登校時の様子を生徒同士や職員、保護者で見守り、互いに敬意を表せるような気持の よいあいさつができるようにする。
 - ⑥いじめの未然防止等に向けて、教職員研修を計画的に行う。

・いじめの早期発見

- ①教育相談、三者面談、家庭訪問、学校生活アンケートを定期的に行い、学年、学級、部活動、委員会活動、その他の集団の様子および個人の状態を把握する。必要に応じY-Pアセスメントシート※を活用する。
- ②学年、学級、部活動、委員会活動、その他、集団の様子を職員が常に把握し、必要に 応じて教育相談を行う。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとも連 携して相談活動を行う。

•事案対処

生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、速やかにいじめ対策委員、および担当 学年職員と情報を共有した上、聞き取りを行う。必要に応じ、複数職員で関係生徒に聞 き取りを行うなどし、いじめの事実の有無の確認を行う。

- ①いじめの事実が確認された場合
 - 横浜市教育委員会への報告。
 - ・全職員で情報を共有し、いじめ対策委員会を中心に、その対処に当たる。
 - ・保護者と情報を共有し、保護者の意向を確認する。
 - ・被害生徒に寄り添い、その意向を十分に聞き取り、対応する。
 - ・関係生徒の指導を行い良好な人間関係を取り戻すよう、継続して支援を行う。
 - ・いじめが犯罪行為であると認められた場合は、所轄警察署と連携してこれに対処する。警察への相談・通報は、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき行う。

②いじめが重大事態※である場合

- ・速やかにアンケートの実施、またはその他適切な方法により、事実関係を明確にする ための調査を行う。
- ・いじめを受けた生徒および、その保護者に事実関係等必要な情報を提供する。
- ・横浜市教育委員会を通じ重大事態が発生した旨を横浜市長に報告する。
- ・いじめを受けた生徒に対し、安全かつ安心して登校し、学習活動に参加するための 支援を行う。

※Y-P アセスメント

子どもたちがいじめ問題や 日常生活の様々な問題を 自らの力で解決できるよう 年齢相応の社会的スキル を育成することを目的に開 発したく指導プログラム> と、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握 し、改善の方法を探る〈Y-Pアセスメント〉から構成されています。

横浜市教育委員会 HP より

※いじめにより生徒の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条)

・いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめを受けた行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

・教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修を年間計画に沿って進めていく。

- 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や中学校区学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や 学校が抱える課題等を、保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

•年間計画

- 4月 教育相談① 全校道徳 YP アセスメント① 地域訪問 学校説明会 生徒理解研修① 地域理解研修 朝の一声運動(あいさつ運動 通年)
- 5月 いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式)
- 6月 地区懇談会 学校·家庭·地域連携協議会総会 学校運営協議会①
- 7月 学校生活アンケート 横浜こども会議中学校ブロック会議 三者面談
- 8・9月 教育相談② 横浜こども会議区交流会 生徒理解研修②
 - 10月 YP アセスメント② 学校運営協議会②
 - 11月 全校道徳 人権学習
 - 12月 いじめ解決のための生活アンケート、三者面談 人権週間 いじめ一斉解決キャンペーンの取り組み
 - 2月 学校運営協議会③
 - 3月 年間の振り返り 新年度への引き継ぎ

4 いじめ防止対策の点検・見直し

・点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

※アンケート、教育相談については状況に応じ臨時に行うことがあります。

※年間予定はおよその 目安であり、実施時期 が前後する場合があり ます。